

ID: 3012

担当部署: 産業観光課

処分の概要	販売禁止鳥獣等の販売の許可(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第24条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第24条第1項及び第2項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可)</p> <p>第24条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、第11項において準用する第19条第2項の申請があったときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>(2) 販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日